

サービス利用規約

FLARE GROUP株式会社（以下「当社」という）は、チコルワーク（以下「本施設」という）において、当社が運営する会員制シェアオフィスサービスまたはバーチャルオフィスサービス（以下、「シェアオフィス」または「バーチャルオフィス」という。また、シェアオフィスおよびバーチャルオフィスを併せて「本サービス」という）の利用に関し、次の通りサービス利用規約（以下「本規約」という）を制定します。

「本施設」の表示

施設名称	チコルワーク
住所	千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区1
本建物	パークシティ柏の葉キャンパス ザ・ゲートタワーウェスト3階

本規約では、本サービスの利用契約の主体者および本施設の利用者を、次のように定義します。

契約会員	本規約に基づき、当社との間で本サービスの利用契約を締結した者 個人の場合は、本人。 法人の場合は、原則、役職者とし、当社が特別に認めた場合はこの限りではない。
正会員	契約会員が本サービスの主たる利用者として登録した者
会員	契約会員および正会員の総称
利用者	本施設および本建物を利用するすべての者の総称

また、利用者が本規約に基づき本施設を利用できる範囲（以下、「対象スペース」という）は、次のとおりとします。

対象スペース 「本施設」の一部の当社が指定した範囲

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

- 1 本規約は、本サービスの円滑な提供のため作成し適用するものです。
- 2 利用者は本規約および施設利用規約のほか、当社が別途定める規約およびその他諸規程（以下「その他規程」という）に同意の上、本サービスを利用するものとします。当社は自らの裁量に基づきその他規程を変更する権利を有します。

第2条（本規約の優先適用）

本規約と第1条に定めるその他規程に齟齬が生じた場合、その他規定が優先して適用されることとしま

す。

第3条（本規約の優先効力）

- 1 本規約は、契約会員と当社の本サービス利用に関する本規約に基づく契約締結以前の全ての書面、口頭の合意または了解事項に優先するものとします。
- 2 本規約に基づく契約締結以前になされた本規約に抵触する合意または了解事項は、本規約に基づく契約の締結により、すべて無効となるものとします。

第4条（本規約の変更）

- 1 当社は、本規約の内容を随時変更することができるものとします。変更後の本規約を会員に通知し、または適切な場所に掲示したときは、本規約が変更されたものとみなされ、会員は変更後の本規約に同意したものとみなされます。
- 2 通知忘れなどの当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は、本規約の変更に伴う責任を一切負わないものとします。

第5条（使用許諾、契約種別、目的）

- 1 当社は会員に対し本サービスの利用を認め、その利用にあたって会員は、本規約で定めるところを遵守するものとします。
- 2 当社が特別に認めた場合を除き、年齢満18歳未満の者は、チコルワークに入会できないものとします。なお、未成年者（20歳未満の者）の入会には、親権者の同意が必要です。
- 3 当社が特別に認めた場合を除き、年齢満18歳未満の者は、本施設に入館できないものとします。ただし、年齢満18歳未満の者の本施設への入館が必要な場合は、事前に当社にお知らせください。当社が総合的に判断します。
- 4 本施設は、当社の都合により新設または閉鎖することがあります。
- 5 本サービスの利用契約には、次の2つの契約種別があります。入会に際しては、契約種別を決定の上、入会申込書に契約種別を明記するものとします。
 - （1）シェアオフィス
 - （2）バーチャルオフィス
- 6 本サービスは、会員のビジネス拡大のため、会員相互の交流の場として、その施設およびサービスを会員に対し提供することを目的とします。

第6条（会員資格）

- 1 本サービスの会員資格は、入会申込者が次のすべての項目に該当し、当社が実施する所定の審査に合格した場合に付与されるものとします。
 - （1）本規約に同意し、これを遵守する方
 - （2）当社指定の方法で、所定の各料金を期日内に支払われた方
 - （3）当社が指定する次の必要書類を提出された方
 - ・入会申込書
 - ・利用規約確認事項
 - ・業務内容の確認できる資料（法人登記簿謄本（3カ月以内に取得のもの）、事業計画書、

業務経歴書、会社案内、HPコピー等)

- ・身分証明書写し（運転免許証、パスポート等顔写真付のもの）
- ・資格に関する証明書写し（資格を要する事業の場合のみ）

- 2 会員資格は、審査時に申告した事業を行っている場合にのみ有効であり、事業内容の変更や新規事業を行う場合は、必ず再審査を受けてください。その際は、前項の必要書類を再度提出していただく必要があります。
- 3 契約会員は、契約会員が本サービスおよび本施設の利用者として登録した正会員の行為に責任を持ち、当該正会員が当社または第三者に対し損害を与えないよう監督義務を負うものとします。尚、正会員の言動に関連して正会員が当社もしくは第三者に対し損害を与えた場合、契約会員はその損害賠償義務について正会員と連帯して保証し、その損害の賠償の責を負うものとします。

第7条（会員の制限）

以下の各号に該当する者は、本サービスの会員として本契約の締結および利用登録を受けることができないものとします。

- (1) 年齢満18歳未満の個人（ただし、当社が別途承諾した者についてはこの限りではない）
- (2) 過去に本規約(契約の解除)に定める契約の解除を受けたことのある者
- (3) 入会申込の際に当社に届け出た事項に虚偽または重要な誤記や記入漏れのある者
- (4) 再契約の場合、過去に本サービスの利用料金の支払を怠ったことのある者
- (5) 本規約(契約の解除)に定める事由の何れかに該当する者
- (6) その他、当社が会員として不適切と判断した者

第8条（契約期間）

- 1 本サービスの利用契約および本サービスに付随する各オプションサービスの利用契約の契約期間は、契約締結日より6カ月間とします。
- 2 本契約期間満了の2カ月前迄に契約会員から本契約の更新をしない旨の申し出がなく、当社が引き続き契約会員のサービス利用を認める場合に限り、自動的に本契約期間と同じ期間、契約は更新されるものとし、その後の期間満了についても同様とします。尚、契約更新時の利用料金は、更新時点において当社より提示される価格とします。

第9条（契約種別変更）

- 1 契約会員は、契約種別を変更する場合、当社が指定する方法にて当社に届け出なければなりません。
- 2 当社が前月末までに変更の通知を受領した場合、翌月から契約種別が変更されます。ただし、オプションサービスのうち、設定手続き等のためにサービスの提供開始までに一定の期間を必要とするものに関しては、契約種別の変更とオプションサービスの提供開始の時期が異なる場合があります。
- 3 契約種別の変更は、年2回までとします。

第10条（届出事項）

- 1 契約会員は、次の各号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨およびその内容を当社が指定する方法にて当社に届け出なければなりません。
 - (1) 代表者、商号、業種、その他定款規定事項または登記事項を変更するとき

- (2) 住所または本店の所在地を変更するとき
 - (3) 事業譲渡または会社の組織変更を変更するとき
 - (4) 資本構成に重大な変更があるとき
 - (5) 電話番号、FAX番号、またはメールアドレスを変更するとき
 - (6) 郵便物の転送先住所を変更するとき
 - (7) 正会員を変更するとき
- 2 前項の変更の届出がない場合には、当社は契約会員に対するサービスを一時中断することができるものとします。尚、当社が各サービスの利用を一時中断したことにより契約会員が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。また、中断期間中の利用料金は返金されません。
- 3 当社から要求があったときは、契約会員は定期的またはその都度、本サービスの利用状況をあらかじめする一切の書類を当社に速やかに提出しなければなりません。
- 4 第1項の通知を契約会員が怠ったため、当社からの通知または書類等の延着または未達が発生した場合、通知または書類等は、本規約（通知）第2項に基づき到達したものとみなされると共に、万が一、契約会員に何らかの損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第11条（通知）

- 1 本規約に基づく当社からの通知およびこれに関連する当社から契約会員に対するすべての通知は、契約会員が当社に届け出た会員の住所、電話番号、FAX番号、またはメールアドレスに対して行うものとします。
- 2 前項に基づく通知が、会員の所在不明など会員の責に帰すべき事由により到達しなかった場合には、その発送日から2週間を経過した日に、当該通知が到達したものとみなします。

第12条（権利義務の譲渡などの禁止）

会員は、本規約により生じる一切の権利義務（債権および債務含む）の全部または一部を、第三者に譲渡しまたは担保の用に供してはなりません。

第13条（禁止事項）

会員は、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。ただし、事前に書面により当社の承諾を得たときは本条を適用しない場合があります。

- (1) 理由の如何を問わず、本サービスを第三者に利用させる行為
- (2) 当社より貸与された電話番号、FAX番号等の転貸行為
- (3) 事業目的以外での本サービスの利用行為
- (4) 会員の事業遂行にあたり法令違反となる行為
- (5) 本施設の品位を損なう行為
- (6) 本施設または本建物（本建物共用部を含む、以下同様とする）の他の利用者の迷惑または事業の妨げになると当社が判断する行為
- (7) 本施設または本建物に損害を及ぼす行為
- (8) 本施設または本建物内に汚物・爆発物・引火の恐れのあるもの・その他危険物を持ち込む行為
- (9) 本施設内に人を宿泊させるまたは動物を飼育する行為
- (10) 本施設内において、小売行為、暴力団活動、宗教活動、風俗関係事業、公序良俗に反する事業お

よびこれらに係る活動を行う行為

- (1 1) 本施設内の備品、付属品および調度品を含む改装、変更、専有する行為
- (1 2) 当社、他の利用者または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉その他の権利または利益を侵害する行為
- (1 3) 当社の事業の妨げになると当社が判断する行為
- (1 4) 建物周辺、外壁および窓から垂れ幕、旗、館内ポスター・看板等の掲示をする行為
- (1 5) 他人名義での電話を架設する行為
- (1 6) 利用契約の有効期間中および終了後6カ月間、本施設内にて雇用される相手方の従業員に雇用を申し出る行為
- (1 7) その他本規約、その他の規程に違背する一切の行為

第14条 (契約の解除)

- 1 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、契約会員に対して通知、催告その他の手続きを要することなく、直ちに利用契約を解除することができます。尚、当社が各サービスの利用を解除したことにより会員が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 利用契約の締結の際に提出される申込書に不正や虚偽の申告があったとき
 - (2) 利用契約を継続しがたい重大な違反行為があり、当社が会員に対し是正を求める催告をしたにもかかわらず、是正されないとき
 - (3) 会員相互における共同利用の秩序を乱す行為をしたとき
 - (4) 利用料金の支払いを怠ったとき
 - (5) 他の会員など、本サービスの利用者に対し、著しい妨害や損害を与えたとき
 - (6) 本施設、本建物、または機材や共有部分を汚損、破損または滅失したとき
 - (7) 本施設または本建物において危険物、麻薬等の持込みあるいは使用をしたとき
 - (8) 本規約、その他規程に違反したとき
 - (9) 著しく当社の信用を失墜する事実があったとき
 - (10) 賭博、売春、覚醒剤等に係る犯罪活動の場所として使用したとき
 - (11) 合併によらないで解散したとき
 - (12) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、「仮登記担保契約に関する法律」第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは公租公課の滞納その他の滞納処分を受けまたはこれらの申立処分、通知を受けるべき事由が生じたとき
 - (13) 支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥りまたは破産、会社更生手続および民事再生手続の申立て、またはこれらの申立てを受け、もしくは自らこれらの申立てをしたとき
 - (14) 暴力団もしくは極左、極右暴力集団の構成員またはこれらの支配下にある者の関係者であることが判明したとき、またはその恐れがあると当社が判断したとき
 - (15) 建物の室内外で一見して暴力団関係者と認められるような服装や態度で、本建物の室内外にて徘徊、放歌、高吟するなどにより、他の利用者または近隣住民に不安を抱かせるような行為をしたとき、または実際に暴力を用いたとき
 - (16) 個人破産を含む倒産手続の申立てをしたとき、もしくは受けたとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
 - (17) 犯罪収益移転防止法の規定による住所確認ができないとき

- (18) 入会時の審査で申告した事業内容以外の事業を無断で行ったとき
 - (19) 登録された緊急連絡先や登録されたメールアドレスに継続して連絡が取れないとき
 - (20) 本サービスの利用状況や被害の申し出などから、刑事事件に関与していることが疑われるとき
 - (21) 本建物または本施設に居住または宿泊していることが判明したとき（明らかに居住または宿泊を目的に本サービスを利用しようとしていると当社が判断したときを含む）
 - (22) 主務官公庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消し処分を受けたとき
 - (23) 営業が不振であり、または営業の継続が困難であると客観的事実に基づき判断されるとき
 - (24) アダルトサイト、出会い系サイト、マネーロンダリング、マルチ商法、ギャンブルなどの犯罪行為に関連する行為若しくは公序良俗に違反するような行為を行い、あるいは幫助をしたとき
 - (25) 政治活動、宗教活動を行っていることが判明したとき
 - (26) 住民票、免許証、パスポートその他、居住の実態を届出る書類について住所の利用をしたとき
 - (27) 本施設の内外を問わず、当社および本施設の名誉が毀損されるような言動を行ったとき
 - (28) ダイレクトメールの返信先として利用したとき
 - (29) 本規約（禁止事項）に定める行為をしたとき
 - (30) 本規約（届出事項）に定める届出等、当社に対する届出に虚偽があったとき
 - (31) その他、当社が利用契約を解除すべきと判断したとき
- 2 契約会員は、本契約締結後、前項により本契約が解除された場合は、違約金として利用料金の3カ月分相当額および解除までに発生した本サービス利用に付随して発生した費用を当社に支払うものとします。尚、当社が被った実損害がある場合は、当社は会員に対し上記違約金とは別に損害賠償額を請求できるものとします。

第15条（契約会員による利用契約の解約）

- 1 契約会員は、利用契約の解約申請を当社が指定する方法にて行う必要があります。その他の手段による解約申請は受け付けられません。
- 2 契約会員が、最低契約期間前に解約する場合は、最低契約期間と経過月数の差分の利用料金を請求します。
- 3 前項の他、契約会員が、契約期間中に本契約を解約しようとする場合は解約の日より2カ月前迄に当社に対し書面によりその予告をしなければなりません。ただし、2カ月分の利用料金と解約予告日の翌日から解約日までの本施設利用により発生する付随費用を支払うことにより即時解約できるものとします。

第16条（退会）

- 1 原因の如何を問わず本契約が終了するときは、契約会員は本施設住所を自己の本店住所および支店所在地として使用している場合はその使用を停止するとともに、商業登記簿に記載の際は、退会日の前日までに移転または併産登記をしてください。移転または閉鎖登記を行い、登記簿謄本の提出した時点で退会申請を受け付けるものとします。
- 2 オプションサービスについては、サービス終了の手続きの都合上、退会日を待たずして利用が停止される場合があります。
- 3 利用契約期間内において未払料金または支払遅延損害金等（以下「未払料金等」という）がある場合は、契約会員は当社に対し、当社が指定する日までに未払料金等を支払う義務があります。未払いのまま本契約が終了した場合でも契約会員の債務は消滅しません。
- 4 会員は、本規約（本サービスの休止、廃止）に基づく本サービスの休止、廃止の場合は、本サービスの利用に

関する一切の権利を失うものとします。

- 5 当社は、本契約の終了に伴い、会員が当社に提出した書類および会員にかかる情報を、一定期間をもって消去または破棄するものとし、会員またはいかなる第三者に対しても、これらの書類および情報の返却を行いません。
- 6 シェアオフィス固定デスク会員は、原因の如何を問わず本契約が終了したときは、次の各号の定めに従い利用オフィスを明け渡すこととします。
 - (1) 会員は契約期間の満了、解約、解除その他の理由により本契約が終了する場合、利用オフィス内に持ち込んだ会員所有の物品一切を自己の費用をもって撤去するものとします
 - (2) 本契約終了と同時に会員が明け渡しを履行しない場合は、当社は任意に会員の所有物品を処分することができる
 - (3) 会員は利用オフィスの明け渡しに際し、その事由、名目如何に拘らず移転料、立退料、営業権の権利金等一切の請求を当社に対して行わないものとします
 - (4) 会員が本契約終了と同時に利用オフィスを明け渡さない場合は、会員は本契約終了の翌日から明け渡し完了に至るまでの標準月額料相当額（日割計算）の倍額の賠償金および明け渡し遅延により当社が被った損害を賠償しなければならない
 - (5) 前号の定めに加え当社の再三の要求にも拘らず会員が明け渡しに応じない場合、当社は会員のセキュリティカードの利用を停止し、本施設内への立ち入りを阻止できるものとします。この場合、会員が被った被害について、当社は何等の責も負わない

第17条（本サービスの休止、中断、廃止）

- 1 当社は、次の各号いずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の休止、中断または廃止を行えるものとし、その場合、当社は、休止日、中断日または廃止日をもって本契約の全部または一部を終了することができるものとします。なお、第2号から第4号に該当する場合は、事前の予告なく休止、中断または廃止することができるものとします。
 - (1) 理由の如何を問わず廃止日の60日前までに契約会員に通知したとき
 - (2) 巨大な天災地変などの不可抗力により本サービスを提供できないとき
 - (3) サイバーテロ、システム妨害などの第三者による攻撃により、システム運営が困難になったとき
 - (4) その他当社が本サービスの提供が困難と判断したとき
- 2 前項に基づき本サービスの全部または一部の休止、中断または廃止をする場合、当社は契約会員に対し、本サービスの利用を供している分の利用料金を日割または回数計算にて請求するものとします。ただし、7営業日の本サービスの休止または中断の場合は、利用料金の全額を請求するものとします。また、当社は、前項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できないことより会員またはその他の第三者が被害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

第18条（本サービスの契約解除、提供停止の通知）

本サービスの契約の解除または提供の停止については、当社は契約会員に対し、契約会員が届け出た連絡先メールアドレス宛てのメール、および契約会員が届け出ている住所宛ての書面で、効力発生日を通知して行うものとします。

第19条（施設の移転）

当社は、当社の判断により事前に契約会員に通知することにより、本施設を移転することができるものとします。また、移転に伴い契約会員に発生する費用は、契約会員の負担とします。

第20条（損害賠償）

- 1 会員またはその代理人、使用人、請負人、訪問者、顧客その他会員の関係者の故意または過失により、本施設もしくは建物またはそれらの諸造作もしくは諸設備を毀損した場合、あるいは当社または他の利用者等の第三者の身体、財産に損害を与えた場合には、会員は直ちにその旨を当社に通知し、これによって生じた当社の一切の損害を当社に対して賠償しなければならない。
- 2 契約会員が当社の過失により損害を受けた場合には、契約会員は当社に対して、契約会員が当社に支払った利用料金の3カ月分を上限として、損害賠償できるものとします。

第21条（免責）

当社は、次の各号に定める事項により会員が被った損害については何等の責も負わない。

- (1) 地震、洪水等の天災地変あるいは暴動、労働争議、その他の不可抗力により生じた損害
- (2) 当社の故意、過失によらない火災、盗難、諸設備の故障に起因して生じた損害
- (3) 電気、水道、電話および電気通信設備、サービスの供給制限または停止
- (4) 本施設内の電話、インターネット回線およびLAN回線の利用等に起因して生じた会員の被害
- (5) 当社の提供するサービスを通じて生じた会員の損害で当社が善意無過失の場合
- (6) 会員と他の会員または第三者との間に生じた紛争
- (7) その他、当社の責に帰す事の出来ない事由による一切の損害

第22条（本サービスの再委託）

- 1 当社は、契約会員に対する本サービスの提供に関して、必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に委託することができます。この場合、当社は、委託先に対し、委託業務遂行に必要な義務を負わせるものとします。
- 2 前項の場合、当社は、委託先の故意または重大なる過失により契約会員が被った損害については、責任を負わないものとします。

第2章 利用料金

第23条（入会金）

- 1 契約会員は当社に対し、入会時において、別途定める入会金を支払うものとします。入会金は、入会時の登録のための手数料として当社に生じる費用であり、預託金の性質はなく、いかなる理由によっても、一度支払われた入会金は返金されません。
- 2 契約会員は、一度退会した後に再度入会を希望する場合は、当社に対して、あらたに入会金を支払うものとします。

第24条（利用料金）

- 1 利用料金とは、サービス料金表に記載された基本料金、オプションサービス料金および本サービス利用によ

り発生する付随費用の総計の金額（以下「利用料金」という）を指します。

- 2 契約会員は本サービスの対価として、毎月、当社からの請求に基づき利用料金を支払うものとします。
- 3 領収書は、原則、発行はされません。請求書と通帳の印字をもって代えさせていただきます。
- 4 利用料金の支払い方法は、当社が指定する方法によるものとします。
- 5 利用料金の支払の時期は、基本料金およびオプションサービス料金は当月分を前月25日までに支払う前払制、付随費用は当月分を翌月25日までに支払う後納制となります。なお、月中に途中退会することはできません。また、一旦支払った利用料金は、理由の如何を問わず返金されません。当社は、支払い方法の変更、収納代行業者の変更、またはその他の理由により、支払い時期を変更することができます。
- 6 当社は本契約期間中、公租公課の増減、諸物価、その他経済事情の著しい変動により利用料金の額が不相応となったときは、事前に契約会員に通知することにより、変更することができるものとします。

第25条（基本料金、オプションサービス料金）

- 1 初回1カ月分の基本料金およびオプションサービス料金は、入会日の属する月の実日数に関わらず、下記の金額となります。

契約種別	料金区分	入会日	基本料金
シェアオフィス	基本料金	1日から15日	半月分
	オプションサービス料金	16日から月末	1カ月分
バーチャルオフィス	基本料金	すべての日	1カ月分
	オプションサービス料金	1日から15日	半月分
		16日から月末	1カ月分

- 2 基本料金には、本サービスを利用するための料金に加え、以下の費用が含まれるものとします。
 - (1) 本施設内および本建物共用部の上下水道、光熱、空調に関する費用
 - (2) 本施設内および本建物共用部のトイレ清掃および衛生、環境維持費用
 - (3) その他本施設および本建物共用部の施設および設備の維持管理費用

第26条（消費税および振込手数料）

本規約に定める本サービスに関わるすべての料金には、別途消費税および地方消費税がかかるものとします。また、振込に要する手数料は、契約会員の負担とします。

第27条（計算単位）

該当月の日数に関わらず、1カ月の日数は、すべて30日として計算します。

第28条（遅延損害金）

- 1 契約会員は、本規約に基づく金銭債務について、その履行を遅延したときは、次の各号の規定に従って当社に対し遅延損害金を支払わなければなりません。
 - (1) 遅延利率は年14.6%（実質年利）とします。
 - (2) 遅延損害金の計算方法は、次の通りとします。

金銭債務の額×遅延利率÷365日×支払期日経過日数

- 2 契約会員が前項の遅延損害金を支払った場合でも、弊社は本規約(契約の解除)に定める契約解除権を行使することができるものとします。

第29条 (違約金)

- 1 会員が本規約に違反し、当社から警告、注意を受けても改善しない場合、当社は契約会員に対し、違約金として本サービスの利用料金の合計6カ月相当額を請求できるものとします。なお、当社は契約会員に対し、会員の違反行為により当社および他の利用者が被った損害額が違約金の額を超える場合は、その差額を請求できるものとします。
- 2 契約会員が支払期日までに利用料金を支払わない場合、契約会員は当社に対し、前項に基づく遅延損害金を支払うものとします。契約会員が当社からの請求額の一部について異議があり、支払を行わない場合であっても、異議のない部分については、支払期日までに支払いがなされないときは、支払遅滞とみなし、遅延損害金が課されるものとします。契約会員が遅延損害金を含めて当社に対する支払いが遅滞した場合、または会員が利用契約および本規約に基づく債務の履行につき不履行の状態にある場合には、当社は、当社の判断において、本サービスの一部または全部の提供を停止(郵便物、宅配便の受け取り拒否、電話転送、施設内への立ち入りの禁止を含む)することがあります。
- 3 契約会員の指定する銀行口座の残高不足により、契約会員が指定する支払手段による決済が不能となった場合においても、契約会員は、前条に基づく遅延損害金を支払うものとします。
- 4 本規約(契約の解除)の規定に基づいて利用契約が解除された場合、当社は、契約が解除された時点で会員が有している優待割引などの特典を消滅させることができるものとします。

第3章 施設

第30条 (使用範囲および使用形態)

- 1 当社は会員に対し、本施設および施設に付帯する設備の使用をその他規程に則り使用することを認めます。
- 2 会員は、対象スペースを現状のまま使用するものとします。

第31条 (本施設の使用に関すること)

会員は、本規約において使用とは、対象スペースの使用を許可し、本施設内の設備などの使用を認めることであって、本施設または対象スペースの排他的な占有権限を与えるものではないことを確認し、また、本規約に基づく利用契約の締結およびチコルワークへの入会は、建物賃貸借契約には該当せず、したがって、借地借家法の適用はないことを確認します。

第32条 (私物の管理)

- 1 会員は、私物を本施設に放置せず、自らの責任で管理するものとします。本施設は、不特定多数が利用する場所であり、万が一、会員の私物に紛失、盗難、破損、汚染などが生じても、当社は一切責任を負わないものとします。
- 2 本建物および本施設内に忘れ物、持ち主不明の物があり、当社がこれらを一定期間(原則として1カ月以内とする)保管し、当社所定の方法によりその旨を会員に告知したにも関わらず、会員が当該物の引取りを

拒否した場合または持ち主が名乗り出なかった場合、当社は、当該会員の費用負担または当社の任意の判断でこれらを処分できるものとします。

第33条（修繕費の分担）

- 1 当社および本建物所有者は、本施設または本建物において、次に記載する修繕を行います。
 - （1）本施設および本建物共用部の躯体ならびに付属施設の維持保全に必要な修繕
 - （2）電気、水道などのインフラ設備に関する修繕
 - （3）本施設および本建物共用部にある情報設備に関する修繕
 - （4）本施設および本建物共用部の修繕
- 2 会員は、本施設および本建物について修繕を要する個所を発見したときは、速やかに当社に通知するものとします。
- 3 会員の故意または過失による、または、不適切な使用方法に起因することが明らかな本施設または本建物の故障または損傷にかかる修繕については、当社は契約会員に費用負担を求めることができるものとします。
- 4 当社または本建物所有者が第1項の規定に基づく修繕を行う場合、当社は、あらかじめ、その旨を会員に通知します。この場合において、会員は、当該修繕の実施を拒否することができません。
- 5 当社および本建物所有者が本施設および本建物共用部（付帯設備を含む）の修理、改修または増築のため、対象スペース、本施設、本建物共用部の全体または一部の使用を中止する必要があると認めるときは、当社は会員に対し、対象スペースまたは本施設の全体もしくは一部の使用中止を要請することがあります。この場合において、会員は、当該使用中止の要請を拒否することができません。
- 6 会員は、故意または過失により、対象スペース内、本施設内、本建物共用部を破損したときは、直ちに当社に届け出るものとします。届出が遅れたため生じた損害について、当社は会員に対し、損害賠償請求をすることができるものとします。

第34条（立入権）

当社または当社の指定する者は、定期的なオフィスの利用状況の確認、並びに本施設の保全・衛生・防犯等、本施設管理上の処置を講ずるため、利用オフィスへ立入ることができる。尚、当社は予め会員に対し利用オフィスへの入室を通知するよう努めるものとします。

第4章 雑則

第35条（変更、増改装等）

消防法などの関係法令の改正、監督官公庁の行政指導その他の事由により、または当社の判断により、本施設の設備などに関して大幅な変更、増改装等を必要とする場合、当社は、契約会員へ事前に通知することにより変更、増改装等を行うことができるものとします。

第36条（イベント・コミュニケーション）

- 1 会員は、当社または当社の承諾を得た会員が主催するセミナー、パーティ、イベントなど（以下「イベント等」という）が本施設内において行われる場合があること、および、本施設のすべてを利用して開催され

るイベント等の開催中において、通常の使用ができない場合があることについて同意するものとします。

- 2 当社は、イベント等が開催される場合には、事前に会員へ告知するものとします。また、イベント等によって施設の利用が制限される場合においても、当社は契約会員に対して、利用料金の返金はいたしません。
- 3 会員は、本施設において自らイベント等の実施を希望する場合、当該イベント等の内容の詳細について、当社と事前に相談するものとし、当社がそのイベントなどが本施設の主旨に合致すると認める場合は、本施設の一部を利用することができるものとします。実際の利用に際しては、会員は、当社が定めるその他規程などに則り利用するものとします。なお、イベントなどの開催に際しては、別途利用料金が必要となることがあります。

第37条（個人情報）

- 1 当社は、本契約の履行に際して知り得た個人情報について、第三者に開示および盗用の禁止または漏洩、滅失、毀損、改竄の防止、あるいは本契約を遂行する目的以外に利用されないように適切な処置をとる義務を負うものとします。
- 2 当社は会員の個人情報を、本契約を遂行する目的および当社の提供するサービスの向上および新商品の開発の目的のために限り使用できるものとします。
- 3 当社は、会員の個人情報を公務員、弁護士、会計士、税理士等、法律上守秘義務を負うものに対して開示する合理的必要が生じた場合には、開示に先立ちその旨を会員に報告するものとします。搜索、差押等、法律上の強制力を伴う回答が義務付けられている開示であり開示に先立つ報告が行えなかった場合には、当社は開示後直ちに会員に報告をするものとします。

第38条（秘密情報）

- 1 本規約において秘密情報とは、会員自らが秘匿したい情報の全て、かつ、契約期間中に、会員が知り得た当社または他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。
- 2 本施設は、不特定多数が利用する施設であり、会員のみならず第三者との間で絶えず様々な情報交換がなされます。したがって、会員は、自らの責任で秘密情報を管理するものとし、万が一、会員の秘密情報が漏洩した場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。
- 3 契約会員は本施設で行われる日常的な交流やイベント等を通じて得られる情報の中に、秘密情報が含まれている可能性があることをあらかじめ認識することとします。
- 4 契約会員が、本施設で行われる日常的な交流やイベント等を通じて得られた情報を自らの事業に活用する場合、必要に応じて相手方に確認する等、他の会員の権利を侵害しないように努めなければならないこととします。
- 5 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを会員が証明することのできる情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後会員の責によらずして公知となった情報
 - (2) 会員が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに会員が保有している情報
 - (4) 会員が開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 当社が第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報

第39条（守秘義務）

- 1 会員が契約期間中に他の会員の秘密情報を知ってしまった場合、会員は、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を行い、その開示をした当該会員の許可なくソーシャルネットワークサービス（SNS）や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示し、または漏洩、公開もしくは利用してはなりません。万一、会員が本項規定に違反した場合、当社は、一切責任を負いません。
- 2 会員は、裁判所や官公庁などの公的機関より当社の秘密情報の開示を要求された場合は、直ちに当社に通知するものとし、法的に開示を拒めない場合は、当該秘密情報を開示することができます。また、その場合、会員は、当該秘密情報の機密性を保持するために最善の努力をするとともに、当社に対し、当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えるものとします。
- 3 会員は、秘密情報について、複製、複写などの行為を行ってはなりません。

第40条（反社会勢力の排除）

- 1 会員が次に掲げる者（以下「反社会的勢力」という）に該当する場合には、本施設を利用することはできません。また、会員は、本施設を反社会的勢力の事務所、活動拠点、その他法令に違反したまたはおそれのある行為を行うための場所として利用することはできません。
 - （1）「暴力団による不当な行為の防止などに関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団および指定暴力団連合、集团的または常習的に違法行為などを行うことを助長するおそれのある団体、およびこれら団体に属している者、その他暴力団排除条例などに基づき暴力団排除の対象とされている団体または個人、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者
 - （2）「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、および該当団体に属している者、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者
 - （3）上記（1）（2）の団体に類する団体および当該団体に属している者（総会屋、会社ゴロなど企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為などを行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える団体および個人を含むがこれらの者に限らない）、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者
 - （4）「風俗営業などの規制および業務の適正化などに関する法律」第2条第1項に定義する風俗営業および同条第5項に定義する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む者
 - （5）「組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制などに関する法律」に定める犯罪収益など隠匿および犯罪収益など收受を行いまたは行っている疑いのある者またはこれらの者と取引のある者
 - （6）「貸金業法」第24条第3項に定義する取立て制限者またはこれらに類する者、または、これらのいずれかに該当する者を役員、従業員または親会社その他の関係会社として有する法人
- 2 会員は、前項に定める事項に関する当社による調査に協力するものとし、当社からの要請がある場合、当該調査に必要な情報を当社に提供するものとします。また、会員は、当該調査のために当社が提供を受けた契約会員および正会員の情報（個人に関する情報を含むがこれに限らない）を警察などの捜査機関を含む第三者に提供することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

第41条（無条件解除）

- 1 本規約（本サービスの休止、廃止）に定めるほか、本契約締結後、本施設もしくは本施設の全部または一部が滅失もしくは毀損し、またはその他当社の責によらない事由により、会員の本サービスの利用の開始もしくは継続が不可能もしくは困難になったときは、当社は本契約を無条件で直ちに解除することができるものとします。

2 前項の場合、当社または当社の関係者は、会員が被った損害についてなんら責任を負わないものとし、会員は理由のいかんを問わず、当社および当社の関係者に対して異議の申立て、補償、賠償等一切の請求を行わないものとします。

第42条（地位継承）

当社は、本契約に基づき有する運営会社としての権利、義務、地位の全部または一部を第三者に継承させることができるものとし、会員はこれを予め異議なく承諾するものとします。

第43条（合意管轄）

当社および会員は、本規約に基づく利用契約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて千葉地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第44条（協議事項）

本規約に定めのない事項および利用契約の解釈に疑義が生じたときは、当社および会員は、誠意をもって協議し、その解釈にあたるものとします。

第45条（準拠法）

本規約およびこれに基づく利用契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法を適用します。

以上、会員は、本規約を遵守するものとし、かつ、公序良俗に反することのないよう、本施設の運営が円滑に行えるように当社および他の会員と協力し合うものとします。

以上

2018年2月1日 版

FLARE GROUP株式会社

施設利用規約

第1章 総則

第1条（本規約の変更）

- 1 当社は、本規約の内容を随時変更することができるものとします。変更後の本規約を会員に通知し、または適切な場所に掲示したときは、本規約が変更されたものとみなされ、会員は変更後の本規約に同意したものとみなされます。
- 2 通知忘れなどの当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は、本規約の変更に伴う責任を一切負わないものとします。

第2章 施設

第2条（本施設の休業日・営業時間）

- 1 本施設は、お盆、年末年始および本施設の維持管理上必要な期間休業します。
- 2 本施設の営業時間は(以下「営業時間」という)は午前9時～午後8時です。
- 3 台風や雪の悪天候、不可抗力な自然災害等の理由により、営業時間を変更する場合があります。その際も、利用料金の返金等はしないものとします。

第3条（本施設全般の注意事項）

- 1 本施設へ入退室する際には、セキュリティカードをご利用ください。利用ログを記録していますので、1人ずつセキュリティカードをかざして通行してください。
- 2 正会員が施設を使用できる時間帯は下記の通りとなります。

契約種別		利用可能時間帯
シェアオフィス	固定デスク	すべての営業時間内
	ドロップイン	午前10時～午後5時
バーチャルオフィス		すべての営業時間内

- 3 コラボレーションエリアを除き、原則、18歳未満の方の入館はお断りします。
- 4 会員は、本施設を利用して執務や第三者に迷惑を及ぼさない範囲で作業を行うことが可能です。一度に1人で複数席使用することを禁止します。
- 5 当社にて、本施設内の席のご予約、空き状況などの詳細な確認はいたしません。また本施設はシェアオフィスのため、シェアオフィス固定デスク会員を除き、満席の時は利用することが出来ません。その場合でも、当社に対して異議を申し立てること、本会員制度の入会金および基本料金などの利用料金の返還、その他一切の請求などを行うことはできないものとします。
- 6 本施設内は全面禁煙です。
- 7 本施設内の飲酒は禁止します。ただし、例外的に、当社が認めた本施設内におけるイベントや交流会、パー

ティールに関してはその限りではありませんので事前にご連絡ください。如何なる場合においても法律に則り未成年の飲酒は厳禁です。

- 8 営業時間内に会員の迷惑にならないよう注意を払い、清掃作業を行います。
- 9 ゴミ処理に関し、会員は本施設に設けられた共同ゴミ箱に分別して廃棄するものとします。ただし一度に大量のゴミが出る場合や、生ゴミなどの臭いが出るものは持ち帰るものとします。

第4条（本施設内のエリア）

1 シェアオフィスエリア

- (1) 静かな環境で、集中して執務をすることを目的としたエリアです。
- (2) 電話や打ち合わせは禁止します。電話や打ち合わせは、W e b 会議・電話専用ブースにてお願いします。
- (3) 飲食が可能です。ただし、著しく臭気の出る飲食物は禁止します。
- (4) 正会員およびシェアオフィスドロップイン利用者のみが利用可能です。
- (5) 椅子を所定の位置から移動させることを禁止します。
- (6) フリードリンクの飲料をコラボレーションエリアや別施設で主催するイベントの飲み物として来場者に提供することは禁止します。
- (7) コートハンガーは自由に使用可能ですが、管理は自己責任で行ってください。当社は紛失や盗難等につきましては一切の責任を負わないものとします。
- (8) 文具等は自由に使用可能ですが、使用したものは元の場所に戻してください。
- (9) 作業は安全に十分注意を払い行ってください。作業中の怪我等について当社は一切の責任を負わないものとします。
- (10) 常設のラジカセをご利用いただけます。他の会員の迷惑にならない程度（ボリュームは10以下）で使用することが可能です。

2 W e b 会議・電話専用ブース

- (1) W e b 会議や電話などによる打ち合わせをすることを目的としたブースです。作業スペースとしての利用、仮眠するスペースとしての利用等、通話以外の目的で利用することを禁止します。
- (2) 食事は禁止します。ただし、他の会員の迷惑にならない範囲で飲み物を飲むことは可能です。
- (3) 1回のご利用時間は1時間までとし、それ以上の連続利用はお断りします。

3 コラボレーションエリア

- (1) 打ち合わせや会員同士での交流を図ることを目的としたエリアです。
- (2) 電話は、他の会員の迷惑にならない程度で使用することが可能です。マナーモードにする等周りへの配慮を徹底するものとします。
- (3) 食事は禁止します。ただし、他の会員の迷惑にならない範囲で飲み物を飲むことは可能です。
- (4) 大声での会話、大きな音を発する機器の使用等は禁止します。
- (5) ゲストを招いての打ち合わせが可能です。ただし、机、椅子等を移動したり、大人数でスペースを占有することは禁止します。大人数の会議、打ち合わせは別施設をご利用ください。
- (6) 1回のご利用時間は1時間までとし、それ以上の連続利用はお断りします。

4 複合機

- (1) コピー、プリンター、スキャナー機能を利用できるW i - F i 対応の機器です。
- (2) 複合機は別途利用料金が発生します（白黒10円/枚、カラー30円/枚）。常設の支払ボックスへ利

用料金をお支払いください。

- (3) U S B等の貸し出しは、会員の情報漏えいの原因となりかねませんので行いません。
- (4) 印刷間違いによる料金の返金等はしないものとします。無料の試し刷りもできないものとします。
- (5) 書類等の管理は自己責任で行ってください。紛失や盗難等につきましては一切の責任を負わないものとします。
- (6) 情報の漏えい等につきましては一切の責任を負わないものとします。

第5条（禁止行為）

下記の行為を禁止します。

- (1) 禁止箇所への立ち入り
- (2) 乗用エレベーターでの手荷物以外の物の搬出入
- (3) 下駄・スパイク等床を傷つける履物での立ち入り
- (4) 指定場所以外での飲食ならびに喫煙（本施設内は全面禁煙）
- (5) 本施設内で火気等の使用および危険物の持ち込み
- (6) 他の会員または本建物利用者等に迷惑を及ぼす音、振動、臭気等を発す行為ならびに物品の持ち込み
- (7) 本施設内の通路および階段、廊下等の共用部分を占有することや物品を置くこと
- (8) 本施設および本建物の通路や階段、廊下および外壁等に無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等の行為
- (9) 本施設内にて宗教活動、政治活動をすること
- (10) 本施設内への動物の持ち込み(当社の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬は除く)
- (11) 本施設および本建物の設備、器具および備品等の本建物または本施設外への持出し
- (12) 本施設内での調理およびそれに類する行為
- (13) 本施設内に宿泊、居住またはこれに類する用途で使用する行為
- (14) 公序良俗に反する行為、その他、本建物所有者ならびに当社が不適切と判断する行為を行うこと
- (15) 自転車、二輪車、自動車にて来館すること
- (16) 当社、他の会員、または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害すること
- (17) コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信すること
- (18) 当社の許可なく、本施設および本建物の増改築、使用目的を変更するような修繕、またはこれに造作を加えること
- (19) 事前に当社の許可を得ずに行う写真および動画の撮影ならびに録音
- (20) 虚偽の風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社およびその関係会社の業務を妨害する行為、ならびにその恐れのある行為
- (21) 酩酊状態で本施設および本建物を利用すること
- (22) 当社が行う事業と類似・競合する事業を行うこと
- (23) その他当社が不適切と判断した行為

第6条（セキュリティカード）

- 1 シェアオフィス固定デスク会員には、当社は本契約締結後速やかに、セキュリティカードを貸与します。

- 2 契約会員は、契約会員自身が利用登録した正会員に対しセキュリティカードを貸与する以外に、第三者にセキュリティカードを交付、貸与等することはできないものとします。
- 3 正会員以外の第三者がセキュリティカードをもって本施設を利用した場合、本施設の利用料などを含むすべての責任及び債務は、当該セキュリティカードの貸与を受けた契約会員のほか、正会員も会員と連帯して負うものとします。
- 4 契約会員は、次の各号の一つに該当する行為又は事実があった場合、当社に対し速やかにセキュリティカードを返却しなければならない。
 - (1) 本契約が解約、解除されたとき
 - (2) 正会員に変更が生じたとき
 - (3) 上記以外で当社がセキュリティカードの返却を求めたとき
- 5 契約会員が、セキュリティカードを紛失もしくは盗難された場合は、直ちに当社に届け出るとともに、所定のセキュリティカード再発行手続きを行うものとする。この場合、契約会員はセキュリティカード再発行手数料を当社の指定口座に振り込まなければならない。

第3章 基本サービス

第7条 (社労士無料相談)

- 1 シェアオフィス固定デスク会員およびバーチャルオフィス会員は、社会保険労務士の無料相談を受けることができます。
- 2 社会保険労務士の無料相談は、原則、電話およびメールでの対応となります。当社指定の連絡先へ相談事項をご連絡ください。対面でのご相談をご希望の場合は、事前予約制となります。
- 3 ご相談の内容により、別途利用料金が発生する場合があります。

第8条 (登記及び住所利用)

- 1 シェアオフィス固定デスク会員およびバーチャルオフィス会員は、当社の住所を本店登記及び名刺等への記載に利用することができます。
- 2 利用可能なものは住所のみであり、当社の電話番号をホームページや名刺に記載することはできません。
- 3 シェアオフィสดロップイン利用者は、当社の住所を本店登記及び名刺等への記載に利用することはできません。

第9条 (私書箱)

- 1 当社がお預かりした会員宛の郵便物を受け取るためのサービスです。
- 2 私書箱は必ず施錠をしてください。開錠したまま放置された場合の郵便物の紛失や盗難等につきましては、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社が管理する会員宛の郵便物・宅配物が、天災、火災、盗難、テロ、その他不慮の事故等の不可抗力で汚損・滅失等した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 4 契約終了後の郵便物・宅配物の受け取りおよび保管については、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5 当社のもとに到着する会員宛の郵便、宅配物において、以下の物品については受け取らず、不在票で対応し

ます。また、受け取り不可の物品について損害が発生した場合についても、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 代金引換、着払いのもの
- (2) 現金書留、電信為替、金銭、有価証券、キャッシュカード、預金通帳、その他金銭に関するもの
- (3) 本人限定受取郵便、内容証明郵便等
- (4) 裁判所等から送達された公的または法的な書類、その他の重要書類
- (5) 壊れ物、貴重品（現金、有価証券、美術品、宝石、貴金属類、印章、通帳、個人名義のキャッシュカード、クレジットカード等を含む）
※チコルワーク住所にて法人登記された法人宛のキャッシュカード、クレジットカードは除く
- (6) 生もの、冷蔵冷凍品等
- (7) 生き物、湿気、臭気を発する物品、その他不潔な物品
- (8) 危険物（銃器、刀剣類等法令に違反する物品、揮発性・発火性を有する物品・薬物等を含む）、違法な薬物・薬品
- (9) 3辺合計が120cmを超えるもの
- (10) 一度に多量の郵便物、小包等
- (11) 前各号のほか、法令に違反するもの、および当社が適当でないと判断したもの

6 当社の住所を大量に送付するDM等の差出元、および申込書類の返送先に利用することはできません。

第10条（専用ロッカーの使用）

- 1 シェアオフィス固定デスク会員には、専用ロッカーを1つ貸与します。
- 2 専用ロッカーは、当社サービスを利用する目的の範囲内でご利用ください。
- 3 退会月の最終日に、清掃・点検を行うためロッカーを開閉いたします。会員は、必ず原状回復義務を負い、残置物を残してはなりません。利用期間を超えた残置物は着払いにて送付し、手数料（1000円）を請求いたします。
- 4 専用ロッカー内には、貴重品、危険物、臭気を発し周りの迷惑となる物、腐敗・変質しやすい物、専用ロッカーを棄損・汚損する物、長期の保管ができない物、その他適当と認められない物は収容できません。発見次第、安全を考慮して処分または着払いにて送付いたします。
- 5 専用ロッカーは、施錠を必ずしてください。開錠したまま放置された場合の収容物の紛失や盗難等につきましては、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 6 収容品の滅失又は棄損等の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 7 開閉可能な時間は、当施設の営業時間に限ります。

第4章 オプションサービス

第11条（総則）

- 1 オプションサービスの新規申込は随時可能です。サービス変更の申請は月1回のみ任意の日が可能です。
- 2 解約は、当月末までに申請をしてください。ただし、システムの都合上、月末までに処理が間に合わない場合は、翌月の解約とさせていただきます。

第12条（電話転送）

- 1 提供番号に掛かってきた電話を予め設定しておいた電話番号に転送するサービスです。
- 2 NTT東日本の番号案内サービス（104番）に提供番号を登録することはできません。
- 3 解約時に新電話番号の案内手続きはできません。
- 4 一度解約した番号は一定期間後に他の方が使用するため、再取得することはできません。
- 5 電話転送サービスは以下のような場合には、会員に事前通知することなくサービスの全部または一部を停止または中断することができます。以下に基づき会員に生じた損害について、当社と代行業者は一切の責任を負わないものとします。
 - （1）コンピューター、通信回線等が突発的な事故により停止した場合
 - （2）火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - （3）本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合
（この場合は、当社は会員に事前に連絡を行う）
 - （4）本契約の定め違反する行為をした場合
 - （5）その他、当社が停止または中断を必要と判断する正当な事由がある場合。

第13条（電話秘書代行）

- 1 提供番号に掛かってきた電話をオペレーターが対応し、予め設定しておいたメールアドレスに代行内容を転送するサービスです。
- 2 電話秘書代行サービスは以下のような場合ご利用できません。なお、この場合において解除日の属する月の利用料金その他これに準ずる料金等については返還しないものとし、代行業者への未払い債務が存在する場合は当該債務を請求するものとします。
 - （1）電話内容が著しく無理難題な対応を強いられるもの、誹謗中傷等常識的な対応・問答を行えない状態が頻繁に発生するような場合
 - （2）電話内容にクレームや暴言等が頻繁にあり、業務に大きな負担や障害が生じる場合。ただし、あらかじめ契約者よりその旨の対応依頼を受け、割増単価の適用等で代行業者が承認している場合はこの限りではありません
 - （3）暴力団やそれに準ずる組織・個人との関わり合いや電話対応を強いられる場合
 - （4）外国語や理解できない方言、特別の用語を多用されるような業務が頻繁に発生するような場合
 - （5）代行業者の業務方針や電話対応についてのクレームや注文が多く、業務運営に支障をきたす恐れがあると判断した場合
- 3 電話秘書代行サービスの利用に関して被った被害については、法律上の責任を問わず、当社、代行業者共に賠償の責任を負わないものとします。また、当社および代行業者は、以下の事由により契約者等に発生した損害についても、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - （1）会員に対する報告や連絡の遅延、電話内容の聞き違いや報告内容の不備・相違等により生じた損害
 - （2）会員の取扱商品の注文やサービスの受付等の重要な内容を代行して聞取りまたは伝言を受けた場合で、会員が連絡元に対し、代行業者からの連絡内容の再確認を怠ったことにより生じた損害
 - （3）連絡先の無断変更により連絡を取れず生じた損害
 - （4）上記以外の一切の電話代行業務遂行により発生した障害
 - （5）代行業者が提供するインターネットサービスの利用で生じた不具合ならびにウイルス、ハッキング

- 等の第三者による不正行為による損害、当社システム環境に起因する障害
- (6) 当サービスの提供機能およびプログラムの不具合等に起因して発生した損害
 - (7) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (8) 当社や代行業者が、当規約に基づき契約を解除した場合
 - (9) 行政当局等による規制、ストライキ、戦争、その他あらゆる天災および不可抗力の発生に起因する場合
 - (10) 再委託先の業務に関するもので、当社や代行業者に過失等の帰責事由がない場合
 - (11) 会員間または会員の個々の紛争、会員と発信者とのトラブル
 - (12) 当社や代行業者が行う業務に関しての責に帰すべからざる事由
 - (13) その他当社や代行業者の責に帰すべからざる事由

第14条（郵便物転送）

- 1 郵送物の転送は、週1転送、月1転送のサービスがあります。郵便物の量、郵便業者の集配スケジュール等により、転送できる時間および日程が変動することがあります。
- 2 当社のもとに到着した会員の郵便物・宅配物は、契約内容に基づき会員に送付いたします。ただし、当社が郵送した郵送物が合理的な方法で受け取りが実現しない場合は、2カ月を期限として破棄するものとします。
- 3 海外への転送は事前に当社指定の業者に着払いの手続きをしていただきます。
- 4 宅配便につきましては別紙の郵便物早見表をご覧ください。カウンターでの受け取りはできません。
- 5 当社からの会員宛への連絡事項等送付すべきものを転送郵便物に同封して送付することがあります。
- 6 郵送物の送付等に使用する配送業者は当社が選定したものを使用します。

以上

2018年2月1日 版

FLARE GROUP株式会社